

○北上市法定外道路規則

平成14年12月26日

規則第42号

改正 平成20年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市法定外道路条例（平成14年北上市条例第27号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請等)

第2条 条例第4条第1項に規定する承認を受けようとする者は、法定外道路工事施行承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（縮尺10,000分の1以上）
- (2) 平面図（縮尺 600分の1以上）
- (3) 縦断図（縮尺 縦100分の1以上 横600分の1以上）
- (4) 横断図（縮尺 100分の1以上）
- (5) 構造図（縮尺 20分の1以上）
- (6) その他、特に市長が必要と認めて指示する図書

2 前項の承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、当該承認に係る事項を変更しようとするときは、法定外道路工事変更承認申請書（様式第2号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に関連のあるものを添えて、市長に提出しなければならない。

3 工事施行者は、当該承認工事に着手しようとするときは、法定外道路工事着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 工事施行者は、当該承認工事が完成したときは、直ちに法定外道路工事完成届（様式第3号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(占用の許可申請等)

第3条 条例第5条第1項に規定する許可を受けようとする者は、法定外道路占用許可申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（縮尺10,000分の1以上）
- (2) 工作物、物件又は施設の設計図及び仕様書（道路の掘削を伴う場合にあつては、前条第1項第2号から第5号までに規定する図書）
- (3) 道路の占用の場所又はその附近に利害関係を有するものがある場合は、そのものの同意書
- (4) その他、特に市長が必要と認めて指示する図書

2 前項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、法定外道路占用変更許可申請書（様式第4号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に関連のあるもの及び当該許可書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 占用者は、当該占用許可の期間を更新しようとするときは、法定外道路占用更新許可申請書（様式第4号）に当該許可書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

4 占用者は、当該占用許可工事に着手しようとするときは、法定外道路占用工事着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

5 占用者は、当該占用許可工事が完成したときは、直ちに法定外道路占用工事完成届（様式第5号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（権利の譲渡）

第4条 条例第7条に規定する許可を受けようとする者は、法定外道路占用権利譲渡許可申請書（様式第6号）に当該許可書の写し及び当該許可物件の譲渡を証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（許可等の取消し及び変更に関する命令）

第5条 条例第8条に規定する許可等の取消し、変更、停止、その他の処分は、様式第7号によるものとする。

（平20規則27・一部改正）

（原状回復の届出等）

第6条 条例第9条第1項の規定により占用物件を除去し、原状に回復しようとするときは、法定外道路占用廃止届（様式第8号）に当該許可書の写しを添えて、市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、法定外道路原状回復免除承認申請書（様式第9号）に当該許可書の写しを添え

て、市長に提出しなければならない。

(平20規則27・一部改正)

(占用料の特例)

第7条 条例第5条第1項の規定により許可をした占用物件のうち、北上市道路占用料徴収規則(平成3年北上市規則第168号)第2条第1項又は第2項に規定する占用物件に係る占用料の額は、同規則に定める額とする。

(占用料の徴収方法)

第8条 占用料は、条例第5条第1項の規定により許可をした日に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

(許可書等の交付)

第9条 市長は、条例第4条第1項の承認をしたときは、法定外道路工事施行(変更)承認通知書(様式第10号)を、条例第5条第1項の許可をしたときは、法定外道路占用許可(変更許可、期間更新許可)書(様式第11号)を、条例第7条の許可をしたときは、法定外道路占用権利譲渡許可書(様式第12号)を、条例第9条第1項ただし書の承認をしたときは、法定外道路原状回復免除承認通知書(様式第13号)を交付するものとする。

(平20規則27・一部改正)

(工事の承認標識等の設置)

第10条 条例第4条第1項の承認を受けた工事施行者は、当該承認工事の期間中当該承認工事を行う場所に法定外道路工事施行承認標識(様式第14号)を設置しなければならない。

2 条例第5条第1項の許可を受けた占有者は、当該占用許可工事の期間中当該占用許可工事を行う場所に法定外道路占用工事許可標識(様式第15号)を設置しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(法定外道路取得に伴う経過措置)

2 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法令に基づき市が取得した法定外道路において、道路法等の適用を受けな

い公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号）の規定による許可を受けていた者が、当該法定外道路が国から市へ譲与されたことにより当該許可を取り消された場合は、県から市に引渡しを受けた当該許可に係る申請関係書類のうち添付図書は、この規則の相当規定による添付図書とみなす。

附 則（平成20年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

申請人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路工事施行承認申請書

次のとおり法定外道路工事を行いたいので、北上市法定外道路規則第2条第1項の規定により、関係図書を添付して申請します。

記

1 申請の目的

2 施行の場所 北上市

3 工事の内容 構 造
面 積 平方メートル
体 積 立方メートル

4 工事の期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 工事の施行方法

6 その他

備考 申請人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

申請人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路工事変更承認申請書

年 月 日付け で承認のあった法定外道路工事の変更をしたいので、
北上市法定外道路規則第2条第2項の規定により、関係図書を添付して申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

備考 申請人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

届出人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路工事着手(完成)届

次のとおり法定外道路工事に着手する(工事が完成した)ので、北上市法定外道路規則第2条第3項(第4項)の規定により届け出ます。

記

- 1 承認年月日及び番号 年 月 日
- 2 施行の場所 北上市
- 3 工事の目的
- 4 工事の期間 年 月 日から
年 月 日まで

備考 届出人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

申請人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路占用(変更、更新)許可申請書

次のとおり法定外道路占用したいので、北上市法定外道路規則第3条第1項(第2項、第3項)の規定により、関係図書を添付して申請します。

記

- 1 占用の目的
- 2 占用の場所 北上市
- 3 占用の物件 (1) 名 称
(2) 規 模
(3) 数 量
(4) 構 造
- 4 占用の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 工事の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 工事实施の方法
- 7 道路の復旧方法
- 8 添付書類
- 9 備 考

- 備考 1 申請人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。
2 変更又は更新の場合は、既に受けている許可書の写しを添付してください。

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

届出人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路占用工事着手(完成)届

次のとおり法定外道路占用工事に着手する(工事が完成した)ので、北上市法定外道路規則第3条第4項(第5項)の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日
- 2 占用の場所 北上市
- 3 占用の目的
- 4 工事の期間 年 月 日から
年 月 日まで

備考 届出人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

北上市長 様

申請人 譲り渡そうとする者 住 所 氏 名 ㊟
 譲り受けようとする者 住 所 氏 名 ㊟
 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路占用権利譲渡許可申請書

次のとおり法定外道路占用許可に基づく権利を譲渡したいので、北上市法定外道路規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日
- 2 占用の場所 北上市
- 3 譲渡しようとする権利の内容
- 4 譲渡を必要とする理由又は原因
- 5 譲渡予定年月日 年 月 日
- 6 そ の 他

備考 1 申請人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。
 2 既に受けている許可書の写しを添付してください。

様式第7号(第5条関係)

北上市達 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付け をもって承認(許可)した法定外道路の工事(占用)
は、次により措置されるよう命令する。

年 月 日

北上市長



記

1 命令の主旨

2 命令事項

備考 1 この命令について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この命令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第8号(第6条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

届出人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路占用廃止届

次のとおり法定外道路の占用を廃止したので、北上市法定外道路規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日
- 2 占用の目的、物件
- 3 占用の場所 北上市
- 4 占用の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 廃止の理由
- 6 原状回復の方法
- 7 廃止の期日 年 月 日

- 備考 1 届出人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。
2 既に受けている許可書の写しを添付してください。

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

北上市長 様

住 所

申請人



(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

法定外道路原状回復免除承認申請書

次のとおり占有を廃止した法定外道路について、原状に回復することの免除を受けたい
ので、北上市法定外道路規則第6条第2項の規定により申請します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日
- 2 占有の目的、物件
- 3 占有の場所 北上市
- 4 占有の期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 5 廃止の理由
- 6 廃止の期日 年 月 日
- 7 免除を受けようとする理由及び内容

- 備考 1 申請人氏名を自署したときは、押印を省略することができます。
2 既に受けている許可書の写しを添付してください。

様式第10号(第9条関係)

番 号
年 月 日

様

北上市長



法定外道路工事施行(変更)承認通知書

年 月 日付で申請のあった法定外道路工事については、北上市法定外道路
条例第4条第1項の規定により、次のとおり施行(変更)を承認します。

記

1 施行の目的

2 施行の場所 北上市

3 工事の内容 構 造
面 積 平方メートル
体 積 立方メートル

4 工事の期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 条 件

様式第11号(第9条関係)

番 号
年 月 日

様

北上市長



法定外道路占用許可(変更許可、期間更新許可)書

年 月 日付で申請のあった法定外道路占用許可(変更許可、期間更新許可)については、北上市法定外道路条例第5条第1項の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 占用の目的
- 2 占用の場所 北上市
- 3 占用の物件 (1) 名 称
(2) 規 模
(3) 数 量
(4) 構 造
- 4 占用の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 占用料及び納入の方法
- 6 変 更 事 項
- 7 更 新 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
- 8 条 件

- 備考 1 この処分について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第12号(第9条関係)

番 号
年 月 日

譲り渡そう 住 所
とする者 氏 名 様

譲り受けよ 住 所
うとする者 氏 名 様

北上市長



法定外道路占用権利譲渡許可書

年 月 日付で申請のあった法定外道路占用権利譲渡については、北上市法定外道路条例第7条の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日
- 2 占用の場所 北上市
- 3 譲渡しようとする
権利の内容
- 4 そ の 他

様式第13号(第9条関係)

番 号
年 月 日

様

北上市長



法定外道路原状回復免除承認通知書

年 月 日付で申請のあった法定外道路原状回復免除については、北上市法定外道路条例第9条第1項ただし書の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日
- 2 占用の目的、物件
- 3 占用の場所 北上市
- 4 占用の期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 5 廃止の期日 年 月 日
- 6 そ の 他

様式第14号(第10条関係)

法定外道路工事施行承認標識	
承認年月日 及び番号	年 月 日
施行の場所	北上市
施行の目的	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請者	住所 (所在地) 氏名 (名称)
工事施行者	住所 (所在地) 氏名 (名称)

(縦30センチメートル、横40センチメートル)

様式第15号(第10条関係)

法定外道路占用工事許可標識	
許可年月日 及び番号	年 月 日
占用の場所	北上市
占用の目的	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)
工事施行者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)

(縦30センチメートル、横40センチメートル)

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第5条関係）

（平20規則27・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第6条関係）

様式第10号（第9条関係）

（平20規則27・一部改正）

様式第11号（第9条関係）

（平20規則27・一部改正）

様式第12号（第9条関係）

（平20規則27・一部改正）

様式第13号（第9条関係）

（平20規則27・一部改正）

様式第14号（第10条関係）

様式第15号（第10条関係）